

# 悪質商法にご注意

悪質商法とは、言葉巧みに消費者を勧誘し、違法または不当な手段で高額な商品やサービスを売りつけたり、金銭をだまし取ったりする販売行為の総称です。



## 事例1 - もうけ話 -

SNSで「必ずもうかる!」と誘われ、入会金約30万円を支払って入会した。しかし、一向に稼げない。  
その後、「知り合いを勧誘して会員を増やせば収入が得られる」と説明された。



### アドバイス

勧誘の被害者が加害者となり、連鎖的に被害が発生しています。

**もうけ話はうのみにせず、冷静に検討しましょう。**



## 事例2 - 訪問販売 -

突然来訪した業者に「自宅の屋根がずれているので無料点検する」と言われた。点検後、瓦がずれている写真を見せられ、屋根工事の契約をした。



### アドバイス

事業者や用件をよく確認し、安易に家に入れないことが大切です。

**一人に対処せず、その場での契約は避けましょう。**

## 万が一契約してしまったら・・・

訪問販売で契約した場合、特定商取引法により「クーリング・オフ」が可能です。一定期間内（訪問販売は8日以内）であれば、はがきなどの書面またはメールなどの電磁的記録で通知することで、無条件で契約を解除できます。

※特定商取引法とは、事業者による違法、悪質な勧誘行為などに対して、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。

※インターネットによる販売など通信販売には適用されません。

※はがきなどの書面で手続きを行う場合は、両面をコピーし、自身で保管し、特定記録郵便などで記録が残る方法で郵送しましょう。

### 被害に遭わないために

- ①悪質業者は、人の不安や欲に付け入ります。**安易に購入・契約せず、慎重に考える**ことが大切です。
- ②飛びつきたくなるようなもうけ話には「**裏があるのでは**」と、**まずは冷静に疑う**ことが大切です。
- ③少しでも怪しいと思ったら**キッパリと断りましょう**。



### 若者を狙ったケースが増加しています

令和4年4月に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ社会経験や知識が少ない若者が、SNSやマッチングアプリ、飲み会などを通じて狙われるケースが増加しています。

怪しいと思ったら、困った時は一人で悩まず、すぐに相談しましょう。

## 困った時は消費生活センターへ

### 香芝市消費生活センター

- ◆時間 毎週月、火、水、金曜日  
10:00～12:00、13:00～15:00
- ◆場所 市役所2階（地域振興課横）
- ◆電話 0745-44-3313

### 広陵町消費生活相談窓口

- ◆時間 毎週木曜日  
10:00～12:00、13:00～15:00
- ◆場所 広陵町役場2階（防災・生活安全課内）  
（広陵町大字南郷583-1）
- ◆電話 0745-55-1001（代表）

- ※市内在住、在学または在勤のかたであれば、どちらの窓口も利用できます。
- ※相談内容やプライバシーに関わる秘密は厳守します。
- ※相談は無料です。まずは電話でご相談ください。

1人で悩まないで  
相談に来てください!

